

香南市後援等名義使用承認及び香南市長賞の交付に関する事務取扱要綱

平成18年10月24日

告示第108号

改正 平成28年3月29日告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、香南市（以下「市」という。）の共催及び後援（以下「後援等」という。）に関する名義の使用承認及び香南市長賞の交付（以下「市長賞の交付」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 事業の企画及び運営に参画し、共同主催者として責任の一部を負担することをいう。

(2) 後援 事業の趣旨に賛同し、次条に規定する名義のみの使用をもって協力することをいう。

(名義)

第3条 市が行う事業の後援等の名義は、「香南市」とする。

(市長賞の交付)

第4条 市長賞は、事業を主催する団体等を通じて顕彰すべき参加者に賞状の交付をもって行うものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、併せて賞品を交付することができる。

(承認の基準)

第5条 後援等の名義の使用又は市長賞の交付を承認することができる事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずるもの

(2) 公益法人及びこれに準ずる団体

(3) 民間の企業又は団体

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が認めた団体

2 後援等の名義の使用を承認することができる事業は、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 市民福祉の増進又は地域社会の発展に寄与すると認められるもので、公益性のあるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動等と認められないもの
- (3) 事業の性質が営利的色彩のないもの
- (4) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの

3 市長賞の交付を承認することができる事業は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できるものでなければならない。

(申請の手続き等)

第6条 後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の14日前までに、香南市後援等名義使用（市長賞交付）承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容及び計画が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは香南市後援等名義使用（市長賞交付）承認通知書（通知）（様式第2号）により、承認できないときは香南市後援等名義使用（市長賞交付）却下通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第7条 後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認を受けた申請者（以下「主催者」という。）は、承認を受けた内容に変更が生じた場合は、市長に届け出なければならない。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認後において、主催者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認めた場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 正当な理由がなく、申請内容と異なる事業を実施した場合

2 市長は、前項の規定により後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認を取り消

した場合は、香南市後援等名義使用（市長賞交付）承認取消通知書（様式第4号）により、当該主催者に通知するものとする。

3 前項の規定により承認を取り消された主催者は、交付を受けた香南市後援等名義使用（市長賞交付）承認通知書及び市長賞等を速やかに市に返還しなければならない。

4 第1項の規定による後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認の取消しにより主催者に損害が生じた場合は、市はその責めを負わない。

（報告）

第9条 主催者は、後援等の名義の使用又は市長賞の交付の承認を受けた事業が終了したときは、香南市後援等名義使用（市長賞交付）事業終了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1） チラシ又はポスター等名義使用又は市長賞を参加者に交付したことが分かる書類

（2） その他市長が必要と認める書類

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。